

平城宮跡第236次発掘調査（式部省東役所）現地説明会資料

1992年11月21日
奈良国立文化財研究所
平城宮跡発掘調査部

1. はじめに

平城宮の壬生門と朝集殿院の間には、約74m（250尺）四方の敷地を持つ二つの役所が並んでいた。西が兵部省、東が式部省である。奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部では1987年以来、第二次朝堂院南方地区の調査を継続的に行った結果、この二つの役所の様相をほぼ明らかにすることができた。そこで引き続きその東側の様相解明を目的として、昨年（1991年）の第222次調査と今回の第236次調査を行い、その結果、兵部省や式部省と同じく築地塀で囲まれた役所が存在することが判明した。後期式部省の東に位置するところから、かりに式部省東役所と呼んでいる。

今回の第236次調査は1992年10月1日に開始し、現在も継続中である。近鉄線路の北側約3,300㎡が発掘対象地点である。

2. 検出した遺構

1) 上層遺構

上層役所の敷地は築地塀によって囲まれ、その中に基壇建物が配置されるという基本的な構造をもつ。

- ・道路01：式部省と式部省東役所との間を南北に伸びる宮内道路。東西両側に側溝を持つ。その両側溝の心々間幅で約7m、路肩幅で約4.5m。
- ・西面築地02：道路01の東側に沿って南北に伸びる。幅約1.5m。東西両側に雨落溝03、04を持つ。
- ・北面築地05：築地塀の南雨落溝06のみを検出。築地塀本体は現在の用水路の下に位置するものと想定される。なお雨落溝06は石組みの溝で、側石には玉石を、底石には凝灰岩の切り石を用いている。
- ・門07：北面築地05に開く。周囲を取り囲む雨落溝の心々間距離で、東西約12m、南北約8mで南門に比べかなり大きい。礎石据え付け穴の配置から八脚門であったことが判る。なお、門のすぐ北側にそれを遮蔽するかのよう柱列08が並ぶ。

- ・基壇建物09：基壇の規模は東西約9.6m、南北12.6m以上。いわゆる壇正積み基壇であったと思われ、裾部には凝灰岩地覆石が残る。その周囲には幅40cmほどの雨落溝がめぐる。礎石の痕跡が発見できなかったため建物の正確な規模は不明であるが、10尺等間と仮定して、梁間2間、桁行4間以上の建物であったと推定できる。なお、この建物の東側には発掘区東端まで隙敷きの面が広がっており、その部分は広場として利用され、建物は建っていなかったものと考えられる。
- ・基壇建物10：基壇の規模は東西11.8m、南北9.6m。積み土の周囲に幅30cmほどの雨落溝がめぐる。礎石の痕跡が発見できなかったため正確な規模は不明であるが、柱間寸法を10尺等間として、桁行3間、梁間2間の建物であった可能性が高い。
- ・東西溝11：用水路下に想定される北面築地の心から約15m北側をそれと平行に伸びる。東役所の北側を東西にはしる宮内道路の北側溝。

2) 下層遺構

下層役所の敷地は掘立柱塀によって囲まれ、その中に掘立柱建物が配置されるという基本的な構造をもつ。

- ・掘立柱塀12：上層西面築地のほぼ真下やや東よりに位置する。柱の間隔は8尺等間である。
- ・掘立柱建物13・14・15：南北方向に等間隔をおいて並ぶ3棟の東西棟建物。その規模はいずれも桁行3間、梁間2間で、柱間寸法は5尺等間。
- ・掘立柱建物16：建物の西側部分のみを検出した。南北3間、東西2間以上の建物となる。柱間寸法は南北方向が6尺等間、東西方向が8尺。総柱建物、すなわち倉庫である可能性が高い。
- ・掘立柱建物17：桁行7間、梁間4間の南北両面庇東西棟建物。身舎の柱間寸法は桁行方向では中央間がやや広く、端の間がやや狭い。梁間は10尺等間で、庇の出は11尺。いわゆる切妻造りに復元できる。下層役所の正殿と考えられる。
- ・掘立柱建物18：桁行7間、梁間4間の四面庇東西棟建物で、身舎部分の柱間寸法は桁行が10尺等間、梁間は12尺等間で、庇の出が10尺。いわゆる入母屋造りに復元できる。掘立柱建物17とほぼ同じ規模を持つが、全体に東に約1m寄っている。掘立柱建物17に切られるところから、それに先行する正殿と考えられる。

3. 役所の性格について

1) 上層役所

上層役所の性格については意見の分かれるところである。一つの可能性としては式部省の付属機関と見ることができる。その根拠としては、近鉄線路の南側にあるSD4100から式部省関係の木簡や墨書土器が出土していることが挙げられる。また、平安宮の古図では式部省の東隣に式町が存在している。しかし、式部省と式部東役所はそれぞれが築地塀で囲まれ、その間には道路が通り、独立した敷地を持っている。また、正門の開く位置も式部省は西側であるのに対して式部東役所は北側で、双方の交通の便が考慮されていない。さらに、3基以上の建物基壇を持つことから単なる付属機関とは考えがたい。むしろ八省クラスの役所であったと考えるべきである。その場合、一つの可能性として浮上してくるのがここを神祇官と見る考えである。SD4100からは神祇官関係の木簡〔「大神宮」、「鴨社籠」等〕や墨書土器〔「少祐〔神祇官の第三等官〕」、「神」〕も同時に出土していること、平安宮の古図に示される神祇官の位置も宮東南にあり、それほどかけ離れていないこと、また、裏松固禪『大内裏図考証』の復元図では北門が正門で、南門に比べて大きく描かれていること、敷地内の建物配置が非対称であることなども符号する。

2) 下層役所

下層役所の性格としては、近鉄線路の南側の同一敷地内の井戸から考課木簡を中心とした式部省の事務に関わる木簡が多量に出土していることから式部省関係の役所であったことはほぼ間違いない。なおかつ後期式部省の下層には大規模な建物が存在しないことから前期式部省が後期のそれとは別の場所にあったと考えられる。この2点から、ここが前期式部省の本庁であったと想定できる。

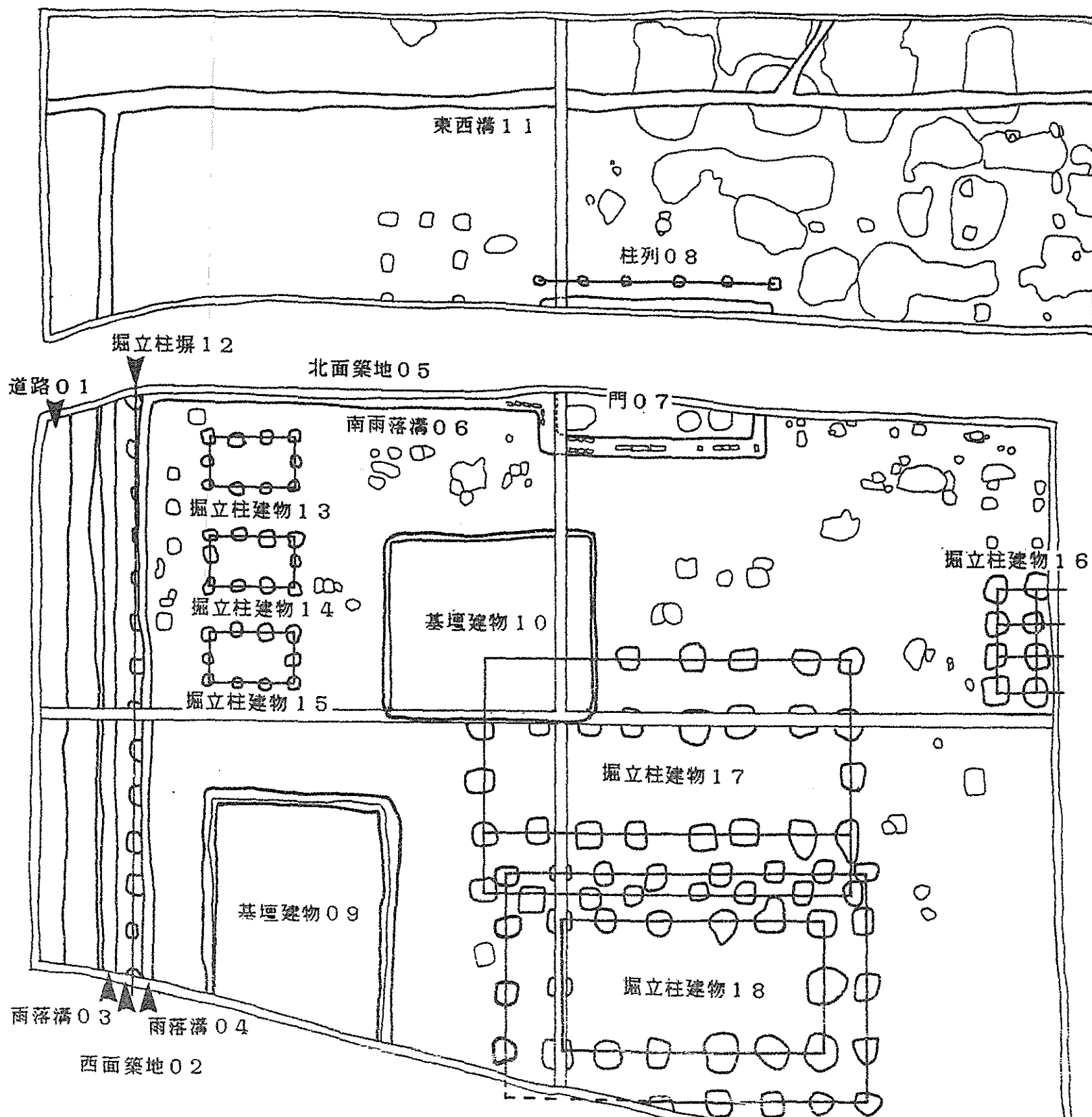


図1 主な発掘遺構

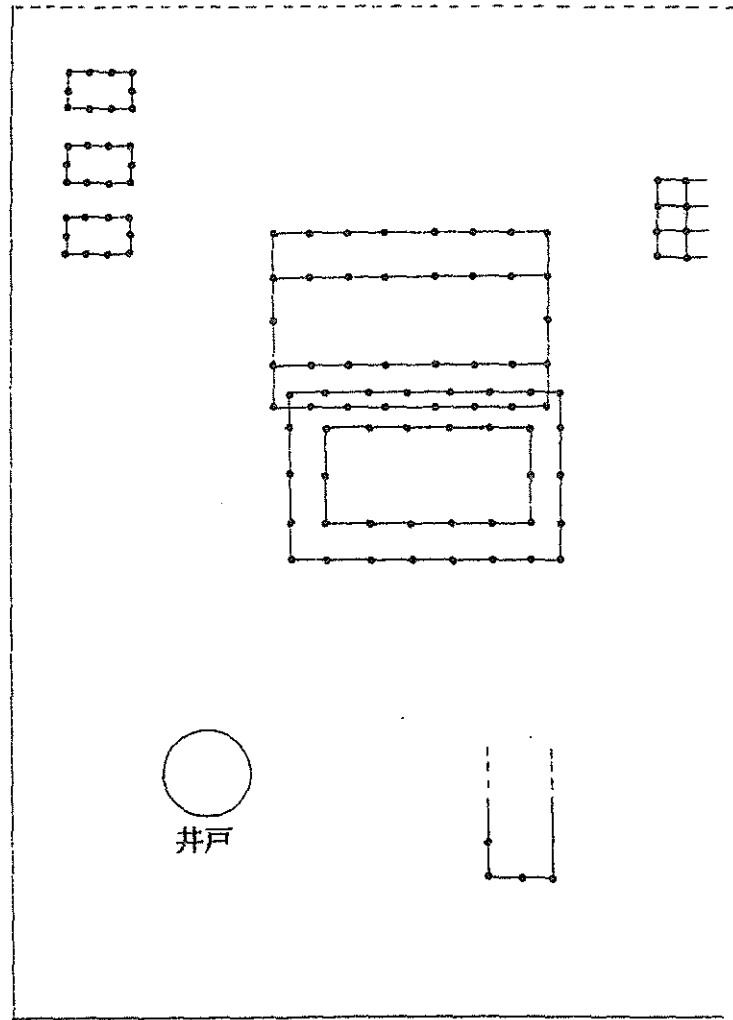


図2 下層役所の遺構配置

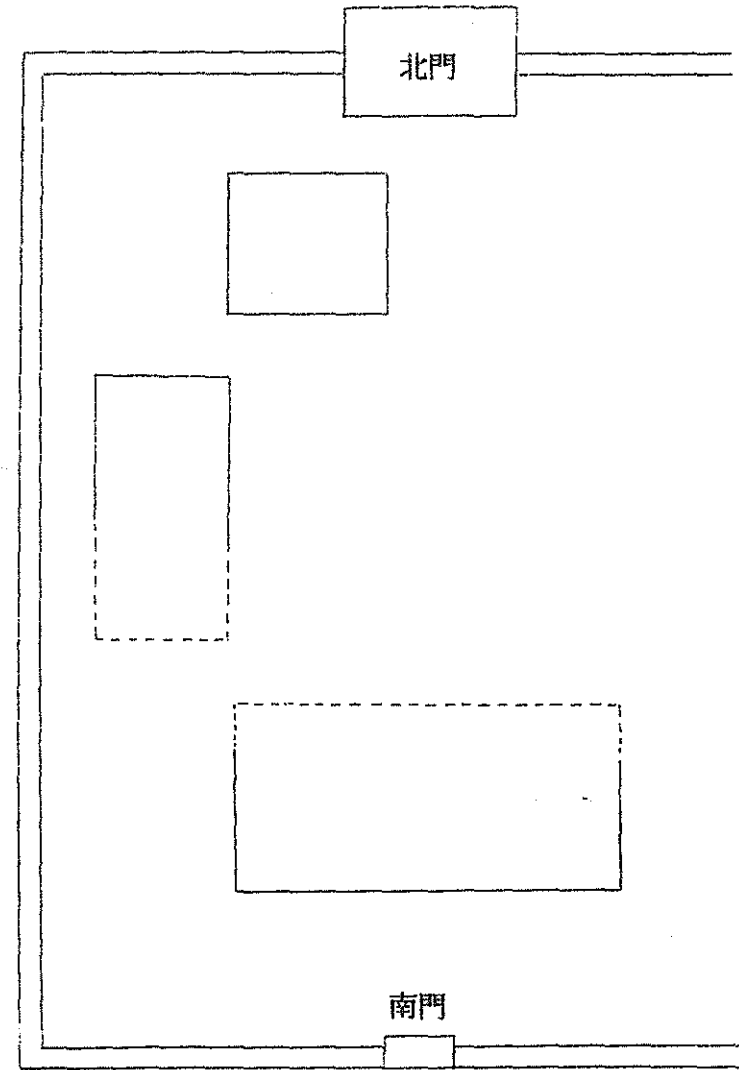


図3 上層役所の遺構配置

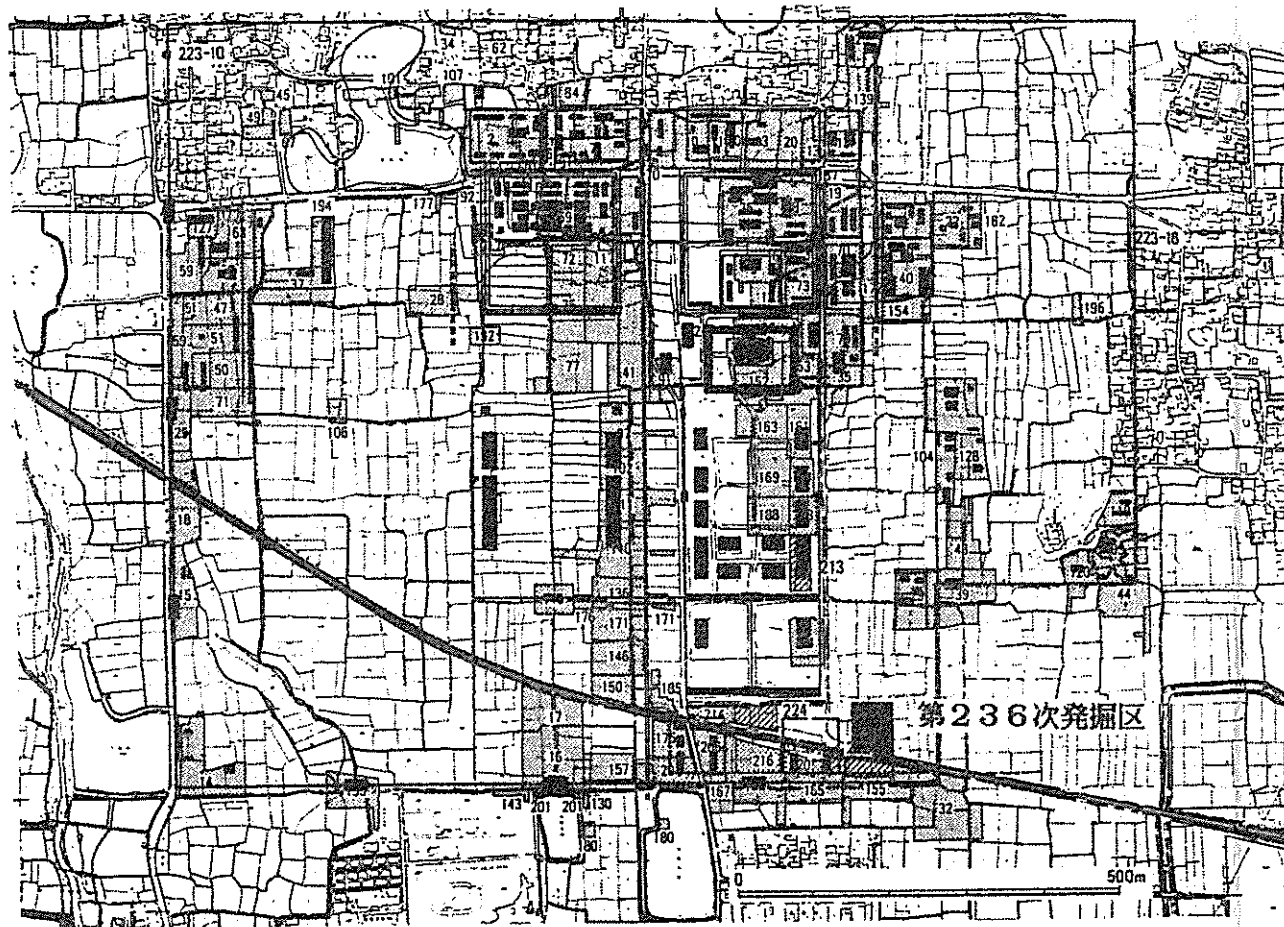


図4. 発掘区的位置

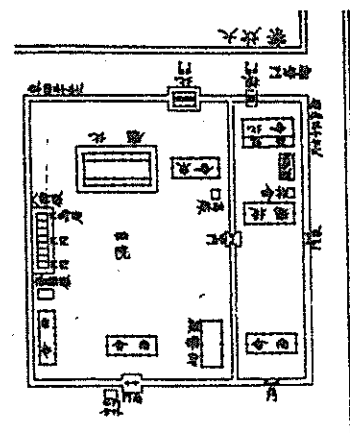


図5 平安宮神祇官復元図

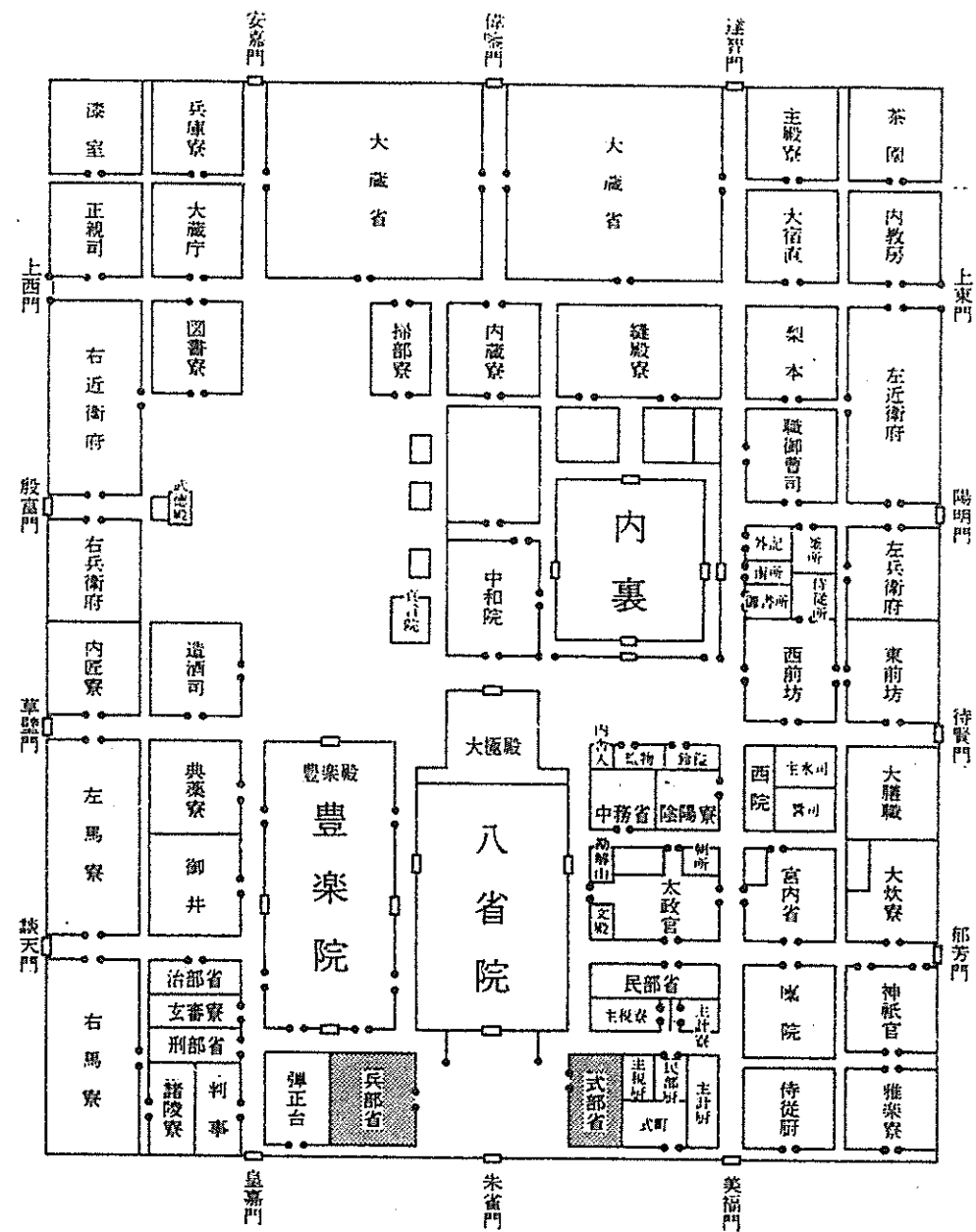


図6 平安宮宮城図